

大学における居室の採光

建築基準法施行令第19条第3項表(7)より

$$\frac{\text{窓その他の開口部の採光に有効な部分の面積}}{\text{大学の教室の床面積}} \geq \frac{1}{10}$$

建築基準法施行令第20条第1項より

$$\text{採光に有効な部分の面積} = \text{教室の窓その他の開口部の面積} \times \text{採光補正係数}$$

H7年建設省住指発第153号(H12年改正前の令第19条に基づく通達)

採光のための開口部を設けることを要しない居室について（※参考）

近年、建築物の機能の高度化及び多様化、照明設備及び換気設備の機能の向上、国民の住生活様式の多様化等により、居室の利用形態が多様化しており、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第28条第1項ただし書に規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室その他用途上やむを得ない居室」の解釈について、地方により統一を欠く向きもあるので、その統一を図るため、今後は下記により取り扱われたい。

記

1 温湿度調整を必要とする作業を行う作業室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書に規定する「温湿度調整を必要とする作業を行う作業室」に該当するものとする。

- (1) 大学、病院等の**実験室**、**研究室**、調剤室等温湿度調整を必要とする実験、研究、調剤等を行う居室（小学校、中学校又は高等学校の生徒用の実験室を除く。）

2 その他用途上やむを得ない居室

次に掲げる居室は、法第28条第1項ただし書に規定する「用途上やむを得ない居室」に該当するものとする。

- (1) 開口部を設けることが用途上望ましくない居室
- 3) 大学、病院等の**実験室**、**研究室**、消毒室、クリーンルーム等放射性物質等の危険物を取り扱うため、又は遺伝子操作実験、病原菌の取扱い、滅菌作業、清浄な環境の下での検査、治療等を行う上で細菌若しくはほこりの侵入を防ぐため、開口部の面積を必要最小限とすることが望ましい居室